

## 金融・保険市場におけるトピックス

### 【世界・規制動向】

#### ○GFIAがサイバーセキュリティ・サイバー保険に関する意見書を公表

2018年3月、国際保険協会連盟（Global Federation of Insurance Associations：以下「GFIA」）が、サイバーセキュリティおよびサイバー保険に関する意見書を公表した。GFIAは、日本、米国、欧州を含む主要国・地域の40の保険協会が加盟する機関であり、加盟協会の会員会社の保険料ベースで世界市場の約90%をカバーしている。

GFIAは意見書において、国際的に事業展開する保険会社などに複数の不整合な規制が課される事態を回避するために、サイバーセキュリティおよびプライバシーに関する整合的な国際ルールが必要であると主張している。また、保険会社、企業、政府間のサイバー脅威・インシデントに関するデータ共有を促進することで、企業がリスクに応じた方法でサイバーセキュリティ対策を講じ、保険会社がサイバーリスクをより適切に引き受けられるようにすべきと訴えている。

サイバー保険に関しては、サイバー・レジリエンスを強化するツールとして、また、リスク移転メカニズムや、企業のリスク測定に資する評価ツールとしての価値があることを強調している。そのうえで、成長するサイバー保険市場の潜在力をさらに発揮するために対処すべき分野として、リスク集中への対応、データ・リスクモデリング、サイバーリスクの認識、専門知識・人材、消費者教育などを挙げている。

（GFIA プレスリリース 2018.3.5、Reinsurance News 2018.3.7）

### 【イギリス・規制動向】

#### ○「テロ攻撃による物的損害を伴わない事業中断損害」を再保険で新たに補償

イギリスのテロ保険制度では、1993年テロ行為再保険法（The Reinsurance (Acts of Terrorism) Act 1993）に基づき、保険会社が引き受けた企業財産保険のテロ・リスクを再保険機構プール・リー（Pool Re）に出再する仕組みがある。現在、企業にテロ・リスクの補償を提供するイギリスの保険会社の大半は、このテロ保険制度に任意で参加し、テロ・リスクをプール・リーへ出再している。イギリス政府は2018年3月、プール・リーによる再保険の補償を拡大するため、同法を改正する作業に着手すると発表した。

今回新たに補償対象とするのは、「テロ攻撃による物的損害を伴わない事業中断損害」である。これは、2017年にロンドンとマンチェスターで発生したテロにおいて、警察の設定した立入禁止区域で、物的損害を伴わない事業中断損害が多く発生したという背景がある。

従来のプール・リーによる再保険の補償対象は、テロ行為に起因する火災、爆発、化

学・生物・放射能汚染等による物的損害であったが、2018年4月からは、サイバー・テロによる物的損害とそれに起因する事業中断損害も補償対象に加えられた。今回の改定が実現すれば、補償のさらなる充実が見込まれる。

(イギリス議会ウェブサイト 2018.3.22、ロイター 2018.3.23 ほか)

## 【イギリス・規制動向】

### ○保険業界の GDPR 対応は順調ながら、顧客視点の再認識も必要

EUにおける新たな個人データ情報保護法規制である「一般データ保護規則 (GDPR)」の施行が2018年5月25日に迫る中、イギリスでは、国内事業者を対象に様々な調査が実施されている。

データ保護法規制の所管省であるデジタル文化メディア・スポーツ省 (DCMS) は、2017年10月から12月にかけて、国内事業者の GDPR への意識や準備状況等に焦点を当てたサイバーセキュリティに関する調査を実施し、2018年1月に結果を公表した。

この調査結果を業種別に見ると、GDPRの意識度に関しては、金融・保険業界が79%と、情報・通信業界：67%、教育業界：52%を上回り最も高かった。準備状況の設問でも、金融・保険業界は既に実施済とする回答が54%とトップで、全業界平均の27%を大きく上回る結果であった。

また Insurance Post は2018年3月、国内の主要保険会社の幹部を対象に、GDPR がもたらす影響についてヒアリングを実施した。その結果、次のような見解が示された。

- GDPR は、顧客との信頼関係を築く機会となる
- 個人データの管理に関する規制が厳しくなるため、従来の古いシステムで完全に対応することは困難である
- GDPR の要件に基づき個人データを消去しなければならないものの、保険金支払手続が進行中であるなど個人データの取扱が必要な場合、どのような対応が適切なかの疑問がある

これらの結果について Insurance Post は、「保険業界の GDPR 対応はある程度進んでいる。しかし、友人、知人への推奨度合を示す NPS の数値が保険会社は大きく落ち込んでおり、また保険契約者の62%が以前よりも保険会社とのやり取りが面倒になったと感じているとの調査も存在する。このため、保険会社はこの機会に、顧客目線および顧客体験の観点から現在の業務を再確認すべきである」と指摘している。

(Insurance Post 2018.3.26、DCMS リリースほか)

## 【イギリス・市場動向】

### ○保険ブローカーの所有する個人情報 EU 離脱推進キャンペーンに不正利用か

現在イギリスでは、2016年6月に実施された EU 離脱の是非を問う国民投票に際して、選挙コンサルティング会社のケンブリッジ・アナリティカ (Cambridge Analytica)

が、保険ブローカーが所有する個人情報をも不正に利用して EU 離脱キャンペーンを実施していたという疑惑について、政府による調査が進められている。

この疑惑は、2016 年の米国大統領選挙キャンペーンにおいて、ケンブリッジ・アナリティカがフェイスブック・ユーザーの個人情報を不正に使用していたとされる問題に関連して浮上したものである。イギリスでは、EU 離脱推進団体リーブ EU (Leave.EU) のコンサルティングを担当していたケンブリッジ・アナリティカが、有権者に EU 離脱を推進する政治的メッセージを発信するというキャンペーンを実施する際、リーブ EU の創始者が所有する保険ブローカーのエルドン保険 (Eldon Insurance) が持つ個人情報を、個人の同意や通知なく不正に利用していたという疑惑が持たれている。不正に利用したとされる個人情報には、同ブローカーの顧客だけでなく、価格比較サイトで自動車保険の見積を取得した消費者の個人情報も含まれる。

現在、ケンブリッジ・アナリティカの元社員が個人情報の不正利用を証言する一方、ケンブリッジ・アナリティカ、エルドン保険、リーブ EU は疑惑を否定しており、今後の調査の進展が待たれる。

(The Guardian 2018.4.21 ほか)

## 【イギリス・市場動向】

### ○保険会社の格付見通しは「ネガティブ」

大手格付会社フィッチ・レーティングスは 2018 年 4 月、ロンドン市場の保険会社の 2018 年の見通しについて、引き続きネガティブであると公表した。

この要因として、高水準の契約コストおよび管理コストにより、事業費が引き続き業績を圧迫する見通しを挙げている。2017 年の事業費率は、2012 年から続いていた上昇傾向が止まったものの、依然として 40%を上回る水準で高止まりしている。

また、多くの保険会社が 2017 年決算で、大規模災害による保険金支払の影響で引受損失を計上したことも、ネガティブと判断した要因としている。2017 年は、ハービー、イルマ、マリアという 3 つのハリケーンや、メキシコ地震、カリフォルニアの山火事等、大規模自然災害が相次いで発生し、記録的な額の保険金支払となったにもかかわらず、2018 年 1 月の契約更改における保険料率水準は、わずかな上昇に留まっている。

(フィッチ・レーティングス ウェブサイト)

## 【イギリス・市場動向】

### ○自動車保険の平均保険金支払額が過去最高

英国保険協会 (ABI) は、2017 年の自動車保険の平均保険金支払額が過去最高を記録したと公表した。保険金支払総額は 81 億ポンド<sup>①</sup> (約 1 兆 2,300 億円) と前年とほぼ変わらない水準であったが、平均保険金支払額は 9%増加し 2,936 ポンド<sup>②</sup> (約 45 万円) となった。この理由として、主に 2 点挙げられている。

1 つは、車両盗難と修理費用の増加である。もう 1 つは、人身傷害保険において、むち打ち関連の保険金の支払額が増加していることである。

交通事故件数の減少により保険金の支払件数は減少しているものの、2017 年第 4 四半期（2017 年 10 月～12 月）の平均保険金支払額は 10,816 ポイント（約 165 万円）となり、2016 年第 2 四半期以来の最高値を記録した。

ABI は「自動車保険市場の保険料競争が依然として激しい中、平均保険金支払額は急増している。保険会社にとって支払保険金を適正な水準に抑えることは重要であり、政府が適切な役割を果たすことを期待する」とコメントしている。

（ABI リリース 2018.3.9 ほか）

## 【米国・市場動向】

### ○FEMA が保険リンク証券（ILS）による民間資本市場への洪水リスク移転を計画

2018 年 4 月、連邦緊急事態管理庁（FEMA）は、連邦洪水保険制度（NFIP）の新たな民間へのリスク移転手段として、保険リスクを証券化した保険リンク証券（ILS）の利用を 7 月頃に開始する計画を発表した。

NFIP は、ホームオーナーズ保険で補償されない洪水リスクを補償するための公的保険制度である。しかし、近年は度重なる大規模災害の影響で支払保険金が増大し、財務省からの借入によって不足資金を補填している状況にある。こうした背景から、今後長期にわたり NFIP を維持するには、民間へのリスク移転を進めるべきとの議論が活発化しており、2017 年から民間再保険市場へのリスク移転が本格的に開始された。

FEMA は今後、再保険市場だけでなく、保険リンク証券（ILS）を通じ資本市場にもアクセスすることで、民間へのリスク移転をさらに進めていく方針としている。

（FEMA ウェブサイト、Business Insurance 2018.4.5 ほか）

## 【米国・市場動向】

### ○シグナがアマゾン・アレクサ用スキルの提供を開始

2018 年 3 月、米国医療保険大手のシグナは、アマゾンのクラウドベースの音声アシスタントサービス「アレクサ」向けのスキル（拡張機能）の提供を開始した。

アレクサでは、ユーザー自身が希望するスキルを選択し、有効にすることで、対応する端末（スマートスピーカー）の操作性をユーザーのニーズにより適したものにするのが可能となる。シグナの提供するスキルは、ユーザーが投げかけるヘルスケアに関連する 150 種類以上の質問に分かりやすく回答するもので、顧客が保険契約を最大限活用できるよう、専門用語についての理解を促すことが意図されている。

シグナは、スキル開発の理由として、2017 年に行われた健康情報に関する意識調査で、20%の回答者が「保険料（premium）」の意味を、66%が「保険金支払の対象となる処方薬のリスト（formulary）」の意味を理解していないとの結果が出たことを挙げて

いる。

アレクサは 2014 年 11 月の米国での導入以降、消費者との新たなコミュニケーション媒体として、複数の保険会社により活用されている。シグナのほか、オールステート、アメリカンファミリー、リバティ・ミューチュアル、ガイコ、ネイションワイド等がスキルを開発しており、主に商品、用語、契約に関する情報提供の強化に役立てている。

(シグナリリース 2018.3.13、Novarica ウェブサイト 2018.3.23 ほか)

## 【シンガポール・規制動向】

### ○シンガポール金融庁が AI とデータ分析に関するガイドの策定を発表

2018 年 4 月、シンガポール金融庁 (MAS) は、金融機関による AI (人工知能) とデータ分析の倫理的かつ責任ある利用促進のためのガイドを 12 月末までに策定すると発表した。

金融業界では、AI とデータ分析の活用機会がますます増加しており、業界発展の期待が高まる一方で、潜在的な誤用の可能性も懸念されている。このため MAS は、フィンテック企業を含むあらゆる金融機関が内部ガバナンスを強化し、データの誤用リスクを低減できるよう、今後策定するガイドにおいて、AI およびデータ分析の活用に関する主要原則とベスト・プラクティスを定めるとしている。

MAS は、金融機関におけるデータ分析の実務担当者等の利害関係者と協働してガイドの草案を作成し、6 月末までに金融業界の意見を求める予定である。公平性、説明責任、優れたガバナンスといった原則に基づく、AI およびデータ分析の倫理的使用に係る適切な要件を定めることにより、金融業界における革新的な活用をより一層促進したいとしている。

(MAS リリース 2018.4.2、Asia Insurance Review 2018.4.3 ほか)

## 【ニュージーランド・規制動向】

### ○地震委員会法改正案の公表

ニュージーランドで国営の地震保険制度を運営する地震委員会 (EQC) は、2018 年 3 月、その根拠法である EQC 法改正案を公表した。主な改正事項は次のとおりである。

- ① EQC の地震保険の住宅用建物の保険金支払限度額を、10 万 NZドル(約 772 万円)から 15 万 NZドル (約 1,158 万円) に引き上げる
- ② EQC の事故報告受付期間を、現行の 3 カ月間から 2 年間に延長する
- ③ EQC の地震保険でこれまで補償対象としてきた家財を除外する
- ④ EQC が保有する情報の公開に関する基準を明確化する

①は、保険金請求手続の簡易化を目的としたものである。カンタベリー地震およびカイコウラ地震の際、最も多くあった保険金請求事案は 10 万 NZドルから 15 万 NZドルの範囲であった。しかし EQC の保険金支払限度額が 10 万 NZドルであったため、建物損

害を被った国民の多くは、まず EQC に保険金請求を行ったうえで、10 万 NZドルを超過する損害につき、改めて民間保険会社へ請求手続を行わなければならなかった。

②は、オンブズマンからの勧告に基づく改善措置である。オンブズマンは、例えば視覚障がいのある人が3カ月以内に建物に損害が発生していることに気付かない可能性があることや、カンタベリー地震のように3~4カ月おきに大きな地震が連続、集中して発生する可能性があることなど、様々な理由から、事故報告受付期間を3カ月に限定すべきではないとしていた。

③は、EQC の資源投入余力の向上を図るとともに、保険金支払の迅速化を見込んだものである。これまで EQC は、家財損害の査定業務も行わなければならず、優先対応すべき建物損害の保険金支払に遅延が生じていた。

④は、多数の死傷者が生じたビル倒壊事故の原因を調査したカンタベリー地震王立委員会 (The Canterbury Earthquakes Royal Commission) の勧告に基づく改定である。同委員会は、これまで EQC 法のプライバシー規定を根拠として、EQC の保有する情報の公開、共有が禁止されてきたため、例えば、EQC の地震保険の引受鑑定人が認識した危険な構造建築物の倒壊リスクについて、周囲の人たちは知ることができなかったと指摘している。改正により、公衆安全の促進、人の生命・健康に与える脅威の防止・軽減、災害復旧の促進といった目的のもとに、EQC 保有情報の公開が可能となる。

改正案は2018年末までに立法手続に付され、2019年7月1日より施行される予定である。

(EQC リリース 2018.3.20、ニュージーランド保険協会報告 2018.3.20 ほか)

## 【中国・市場動向】

### ○アリアンツ中国が電子商取引大手 JD.com から出資受入

2018年4月、アリアンツ中国が、中国のインターネット通販大手 JD.com (京東商城) から5億3,660万元(約92億8,300万円)の出資を受け入れることが公表された。当局の承認を取得し出資が実現した場合、JD.com はアリアンツ中国の第2位の大株主(33.33%)となる。

中国では、テクノロジー企業によるオンライン金融サービス業界への参入が相次いでおり、例えば、2016年に中国の検索エンジン大手のバイドゥがオンラインの自動車保険会社を設立するため中国太平洋保険と合弁事業を立ち上げたほか、インターネット通販最大手のアリババ・グループも、中国太平洋保険等とオンライン医療保険会社を設立する計画を発表している。

JD.com によるアリアンツ中国への出資は、こうした国内動向に追随するものである。両社は、長期的な提携関係を構築し、デジタル保険の合弁事業の立ち上げを目指している。

アリアンツ中国は JD.com による出資に関して、「デジタル保険の合弁事業で両社の

強みを結集することにより、顧客の進化するニーズに対応した魅力的な商品・サービスを提供することになる」とコメントしている。

(South China Morning Post 2018.4.16、第一財經 2018.4.16 ほか)